

草創期における障害児の福祉と教育

－石井筆子の功績から学ぶもの－

川上 輝昭

The disability child's welfare and education in the beginning: One learnt from distinguished services of Fudeko Ishii

Teruaki KAWAKAMI

1 はじめに

本稿の課題は、明治中期から終戦直前までの40年余にわたって、知的障害児の福祉と教育に尽力した石井筆子（以下、筆子）の功績を通して、現代における知的障害児の福祉と教育について考察を試みることである。

筆子が知的障害児の福祉と教育に直接関わるようになったのは、滝乃川学園の創設者である石井亮一（以下、亮一）との結婚が契機であった。筆子が歩んだ時代は、知的障害児に対する社会一般の理解や関心が極めて乏しい時代であり、参考となる先駆の経験も皆無に等しい状態であった。まさに手探りの状態であったといっても過言ではない。

筆子とはどのような人物か、人名事典に記載されている内容をまず取り上げておきたい。「慶応元年（1865）4月16日～昭和44年（1944）1月24日。明治～昭和期の教育者。肥前国大村（長崎県大村市）で生まれる。父渡辺清は大村藩士で、維新後福岡県令をはじめ各地の県令を歴任した。筆子は幼少から英語、フランス語、オランダ語に堪能で、明治13年（1880）4月旧大村藩士とともにイタリア、次いでフランスに留学した。同17年官吏小鹿果と結婚、しばしば鹿鳴館の舞踏会に出かけた。18年華族女学校で教鞭をとり、その後付属幼稚園の主事も歴任した。さらに大日本婦人教育会の設立に木村貞子と奔走、女子教育の普及に力をそそいだ。31年津田梅子とともにアメリカデンバーで開かれた婦人倶楽部万国大会に出席、シカゴの孤児院、身体障害児の学校、身体障害者の家などを見学して帰国。翌年梅子とともに華族女学校を退職。ローズ経営の宗教学校静修女学校の校長となり、敷地内に住んで生徒と一緒に過ごした。30年夫が病死、数年後静修女学校は閉校となった。筆子の3人の娘に知的障害があり、その一人を早くから滝乃川学園に預けていた。やがて滝乃川学園にすべてを打ち込み、同学園創立者石井亮一の人格に深い感銘をうけ、36年亮一と再婚した。筆子は保母養成部で英語、歴史、習字、裁縫などを教えたが、学園運営経費の捻出に精力のほとんどを費やした。最大の痛恨事は学園の火事で、6名の子供が焼死し筆子も片足を痛め不自由の身となった。夫を失って6年余、半身不随の身でありながら園長をつとめ、79歳で死没」。¹⁾

滝乃川学園は石井亮一によって創設された我が国最初の知的障害児施設であることは広く知られているが、妻筆子の知名度は低い。しかし、筆子は同学園にあって夫亮一とともに福祉と教育の両面にわたって園児たちの生活を支えるために中心的な役割を果たした人物である。

近年、障害者福祉の分野においては障害者自立支援法が施行され、障害児教育の分野では特別支援教育制度が実施されている。障害児・者の福祉と教育をめぐって新しい時代を迎えている。

このようなとき、草創期における障害児の福祉と教育に情熱を注いだ先人から学ぶことは重要な意義がある。

2 草創期における障害児の福祉と教育

(1)障害児教育制度の萌芽

我が国の近代教育は1872(明治5)年の学制から始まった。学制には「癡人学校アルヘシ」と記載されているだけで障害児教育に関する具体的な記述は見当たらない。当時、イギリス留学から帰国した山尾庸三らによって盲啞学校設立の建白書が提出されたが実現は見送られた。その他にも先覚者たちによって障害児教育の必要性が説かれたものの制度として取り入れられることはなく、1900(明治33)年の第3次小学校令まで待たなければならなかった。しかし、この小学校令では「病弱又は發育不完全」は就学猶予に、「瘋癲白痴、又ハ不具廢疾」は就学免除と規定されたにすぎなかった。つまり、障害児は学校教育制度から排除されることから出発することとなった。

障害児は学校教育制度のもとでは対象外とされたため、民間人による献身的な教育が行われるかたちで展開されることとなった。1878(明治11)年に設立された京都府盲啞院が我が国における最初の障害児学校とされている。盲啞院は京都府下の待賢小学校教員であった古川太四郎が聾児の指導に携わったことが契機となって設立されたという経緯がある。その後、この盲啞院は京都府立盲啞院から京都市立盲啞院への道を辿りながら発展していった。

次いで1875(明治8)年、東京において中村正道や津田仙らによって楽善会訓盲院が設立された。この二つの盲啞学校が先導的役割を果たして各地で設立される気運が高まった。しかし多くの学校が私立であり財政的な面で苦境に立たされていた。このため篤志家による善意に支えられた運営であった。

そこで、盲啞学校関係者による制度改善の要望が高まり、1923(大正12)年に盲学校及聾啞学校令が公布された。道府県に設置義務が課せられたものの就学の義務は課せられなかった。初等教育の無償等を定めたこの勅令により、学制施行から50年余の歳月を要した結果、盲聾啞教育は近代学校制度の中に位置づけられることとなった。

(2)知的障害児教育の歩み

知的障害児の教育は小学校令で就学猶予又は免除とされていたため、盲聾啞教育に比較して遅い歩みとなった。しかし、師範学校における研究的取り組みを中心に各地で試みられた。知的障害児のための教育は1890(明治23)年、松本尋常小学校における「落第生学級」の設置が最初とされている。その後、各地の師範学校付属小学校に知的障害児のための特別な学級が設置されるようになったが、いずれも学習不振児のための促進学級的なものであり、知的障害児を対象としたものではなかった。

知的障害児のための学校教育制度が存在していなかったため、多くは児童福祉施設で進められた。その最初の試みは1896(明治29)年に石井亮一によって設立された滝乃川学園であった。

その後、1909(明治42)年に脇田良吉による白川学園、1911(大正元)年に川田貞治郎によ

る日本心育園、1916（大正5）年に岩崎佐一による桃花塾等の福祉施設が創設された。公的な助成はなく、すべて私財と寄付による運営であった。したがって常に経営の危機に直面し、存亡の危機にさらされていた。当時は、障害児の人権保障という考え方よりも犯罪からの防止という隔離施設としての意味合いが高く、保護施設としての役割に重点が置かれていた。知的障害児の教育が制度的に保障されたのは1979（昭和54）年の養護学校義務制であり、学制施行から実に100年以上の歳月を待たなければならなかった。

3 滝乃川学園が果たした歴史的役割

(1)知的障害児への教育的働きかけ

滝乃川学園は、1891（明治24）年12月、石井亮一によって弧女学院（滝乃川学園の前身）として創設された知的障害児のための福祉施設で、すでに百十余年の歴史を刻んでいる（表1）。創設当初の直接の目的は、1891（明治24）年に発生した濃尾大震災によって生じた孤児たちを救済することであった。その過程において、亮一は保護した子供たちの中に特異な子供たちがいることを発見した。その動機は同年齢にもかかわらず明らかに異なる言動が見られる子どもがいることに気付いたからであった。例えば落ち着いて話を聞くことができない、ごく簡単な動作ができない、会話によるコミュニケーションが成立しない等であった。

亮一がなぜ知的障害児の教育と研究に熱意を注いだか、亮一は1900（明治33）年に開催された「余が白痴教育を志せし由来」と題する講演会で次のように述べている。

「濃尾震災の時預かった孤児の中に、14歳の白痴の女児がいた。2本の指を数えることも出来ず、箸2本と2本で4本になることも理解できなかった。高等小学校を卒業すべき年齢なのに、未だに学校にかよったことはなかった。ある教師が、2、3年の間、小学校の通常の教授法で懇切に教えたいけれども少しも進歩しなかった。ある時、試みに、『売語ありとて、買語を出す勿れ』と言う一句を50回数えたが、遂に徒労に終わったと言った。その後、私がおの娘を引き受けて、一切の世話をするようになった。以来、勤めて教育を施したが、何の進歩も見せず、学ぼうとする意欲もなく、懲戒しても殆ど意に介さないようであった。その後も発達しているのが食欲で、最も苦痛に感じる罰は、食事時間を20分乃至30分延ばすことであった。散漫な注意力で、書を読ませる時、殆ど忍耐の緒を絶たれてしばしば食事を延ばす罪を与えた。ある日、私は彼女に例の罰を宣告し、なお、言葉を継いで、『私も今日は食事をしません』と言った。彼女は怪しんで、何故かと聞いてきた。私は、君を教えることにこのように多くの時間を費やしているが、君はどうしてもこれを覚えぬ。これはひとえに私の教え方が下手なのだ。それを思い、気分が良くないので食欲が出ないのだ、と答えた。これを聞いた彼女は、悄然として涙を流し、その罪を心から謝った。それ以来、少し、勉強に気を入れるようになった。」²⁾

知的障害児の特性を記した文献もなく、まさに手探り状態の教育であったことをうかがうことができる。亮一が誰も試みなかった知的障害児の教育に第一歩を印した貴重な記録である。

明治20年代の日本は欧米文化を積極的に取り入れていたが、障害児教育とりわけ知的障害児の教育に関してはその情報は極めて少なかった。当時、知的障害児は「白痴」と称されて教育の対象外とされていた。そうした時代における亮一の取り組みはまさに斬新な発想であった。

(2)教育と研究の先進的役割

滝乃川学園において知的障害児への教育に関心を深めた亮一は、知的障害児の教育に関する

最新情報を入手するために渡米した。内村鑑三からアメリカにおける障害児教育の情報を得ていたため、その詳細を学ぶために1895 (明治28) 年、ミネソタ州のフェアボール市を訪ねた。ここには州立の知的障害児学校が設立されていたからである。ケンブリッジではマサチューセッツ州立の知的障害児学校を訪ねた。この学校は1874 (明治7) 年、アメリカで最初に設立された学校である。この時、ケンブリッジ女学校で学んでいたヘレン・ケラー (Helen Adams Keller・1880-1968) とも会い、障害を克服しながら勉学にいそしんでいる様子に深い感銘を受けている。約7ヶ月間にわたるアメリカでの研修を終えて同年12月に帰国した。

アメリカでの研修の成果は間もなく具体化された。それは1897 (明治30) 年、滝乃川学園に「白痴教育部」が発足されたことからもうかがうことができる。これを機会に孤児の受け入れを取り止めて「白痴児」のみを受け入れていくことになった。知的障害児を対象とした滝乃川学園の新たな出発であった。

1904 (明治37) 年、亮一は我が国で最初の知的障害児教育の専門書である『白痴児其研究及教育』を刊行した。その中で「白痴教育とは要するに生理学上の原則を応用した機器と方法とにより、健全な児童の成長発達する順序を追い、もってその微弱な身体と精神とに有意な感化を与える教育を言う」³⁾と知的障害児教育を定義づけている。

このようにして滝乃川学園は知的障害児教育に関する情報を全国に発信した。まさに先進的役割を果たしたといえる。

表1・滝乃川学園の歩み

| | |
|---------------|--|
| 1891 (明治24) 年 | 石井亮一が東京下谷区西黒門町に弧女学院を創立 |
| 1892 (明治25) 年 | 濃尾震災による孤児19名が入院 |
| 1892 (明治25) 年 | 3月、弧女学院を王子村 (亮一宅) に移転 4月、滝乃川村に移転 (院児23名、職員3名) |
| 1893 (明治26) 年 | 東京教育院閉鎖により女児の一部が入院 |
| 1896 (明治29) 年 | 亮一、「白痴教育」研修のため渡米 |
| 1897 (明治30) 年 | 弧女学院を滝乃川学園と改称、「白痴児」募集開始、「保母養成部」開設 |
| 1903 (明治36) 年 | 石井亮一、渡辺筆子結婚 |
| 1904 (明治37) 年 | 亮一『白痴児其研究及教育』を発刊 |
| 1905 (明治38) 年 | 北豊島郡巢鴨に移転 |
| 1913 (大正元) 年 | 明治天皇死去に伴う下賜により、養蚕室設置 |
| 1920 (大正9) 年 | 学園火災、園児6名死亡 財団法人として認可 |
| 1921 (大正10) 年 | 初代理事長に渋沢栄一が就任 |
| 1928 (昭和3) 年 | 東京府谷保村に移転 |
| 1932 (昭和11) 年 | 筆子、『過ぎし日の旅日記』を出版 |
| 1937 (昭和12) 年 | 亮一永眠、70歳、筆子園長に就任 |
| 1940 (昭和15) 年 | 学園創立50周年記念祝会 |
| 1944 (昭和19) 年 | 筆子永眠、79歳 |

出典：『滝乃川学園百年史表』より抜粋

4 筆子の功績

(1)教育と福祉における功績

1903(明治36)年、石井亮一と結婚した筆子は、滝乃川学園にあって知的障害児に対する福祉と教育に本格的に着手することとなった。

筆子は、園児や保母から「お母様」と呼ばれ、寮母として信頼を深めていった。知的障害児に対する指導と養護には熱心であり、園児一人ひとりの状況を細かく理解したうえでの働きかけを続けた。この努力が認められ、東京帝国大学からの依頼で養育に深刻な問題のある児童を預かり、食事療法を実践して問題を解決したこともあった。

亮一は「白痴教育」研究のため渡米することも多く、国内にあっては研究活動や講演活動等で不在の日が続くこともあった。したがって筆子が実質的な責任者としての役割を果たすことが多かった。その中でも特に深刻な課題は学園を運営するための財源を確保することであった。

筆子にとって園児たちの健全な育成と学園の安定経営が大きな課題であった。そこで亮一と筆子は新しい構想を練り上げた。それは養蚕を中心とした農作業部と保母養成部を開設することであった。しかし具体化することができたのは保母養成部のみで農作業部は財源難のため先送りとなった。

①学園火災

1920(大正9)年3月24日の夜、園児の火遊びが原因で火災が発生した。学園の財政状況は厳しさを増していたものの、法人化への組織変更が具体化し将来への展望が開かれつつあった矢先のことであった。38名の園児の内、6名が焼死するという大惨事であった。筆子は、我が身の危険をも顧みず炎の中に飛び込んで取り残されていた園児たちを救出しようとした。この時に足を負傷して終生杖がなければ歩行できない身となってしまった。筆子は燃え上がる炎を前に「まだ子供が二階に残っている。早く出してあげて、大蔵も落ちていい、建物も構わない。一人でも子どもが残っているうちは、品物に手をつけてはならぬ」⁴⁾と絶叫した。焼死した園児たちは恐怖のあまり、逃げることを知らず、玩具や草履を抱いたままの状態であった。火災による6名の死者、それは障害児施設における緊急時の避難誘導に重大な課題を残すこととなった。

葬儀の翌日、保母たちは印刷所の男子職員に止められて危険を犯してまでの救出には踏み切れなかったことを後悔しながら筆子に対して「内部の様子を知らない人に止められても、保母の義務として登っていくべきであった」⁵⁾と涙しながら詫言した。筆子は決死の救出作業に感謝しつつも印刷所の職員に対して「受け持ち異なる印刷部の人とて、児童等の習性を知らず、室内の実状も知らず、且つ火勢酷くなるに及んで、東面即ち出火部の背後より入り来て、当面の状況を知るを得ざりしなり」⁶⁾と反省を促している。つまり、担当部所が異なっても、園児たちの状況が分っていなくても、我が身が危険であってもまずは救出のために全力を尽くすべきではなかったのかという指導をしているのである。筆子自身が負傷しながらも救出に当たっていただけに一部職員のためらいに憤慨していたと思われる。

1920(大正9年)年5月に学園から発行された『火影』において、筆子は犠牲となった6名の園児たち一人ひとりに鎮魂の言葉を述べている⁷⁾。

遠藤克己さん

六人中の年長者にして、且最も早く入園せし青年なり。記録焼けて、慥に夫と分かねど入學は明治四十年、年齢は十一歳なりしと覺ゆ。其の當時の幹事が、「今度のお子は實に綺

麗ですよ」と言ひけるが、其の言の通り、繪に畫ける、若殿様の如くにぞ思はれける。・・・其の質極めて温良なりしかば、一部の児童監督者を以て、自ら任じ居られつるに情しきことなりけり。

村上秀丸さん

此のお子遠藤さんと前後して入園せられたり、お年はハツか九ツなりけるやうなり。・・・園主は、此の片時も静止する事態はざる、無意義の動作を、有意の方に轉ぜんと、先ず音楽隊を組織し、秀ちゃんをして、小太鼓より大太鼓と敲かしめけるに、實に實にあちらもドンドンこちらもドンドン、敲き破つては、楽器屋へのお使繁かりしも、お陰と、板戸硝子窓などは難を通るゝやうになれり。・・・此の著しき進歩は、秀さんを愛しみ給ひつる祖父の君に一方ならぬ御歡を來らせりと、承り及びしに、悲しとも悲しき極みなり。

大江繁一さん

此の御子のご両親は米國のシャトルにて或事業を經營せらるゝ方なるが、明治四十年頃の事なりけん、父君(奥村氏)より其が御友人たる某船員に托して、當學園へ令息を遣はさるとの報あり、幾程もなく、愈横濱に着せられたりとて、彼の船員より、「迎の為來れ」との電報來る。・・・往年のアメリツカツ子は實に大和男児となりすまされたり、此の快活なる間合は、遭難前僅に四時間許の事なり、人性の果敢なさ、實に花の眞盛にも死の影はそし居たりけり。

横村友太郎さん

六人中の年少者なるも、入園の順序より曰へば、第四番なり。大正三年頃の入學と覺ゆ三浦博士が「十三歳迄生き長らへるか、いかん」と、御懸念ありつる程の、虐弱なる體質なりしとの事なるも、入園後は健康加はり、昨年夏は腸チブスに罹られしも、凌ぎ得て後は以前にまして健になられぬ。・・・土蔵も落ち建物も焼け、「品物一個なりとも出さずともよし、只々子供を救えよ」と、絶叫しけるは、此の少年の為なりけり。一縷の頼みと思ひける消防隊の手にてさへ、救ひ出し得ざりきと聞きし時は、惜しからぬ命長らへて、此の悲痛にあふ苦しさに、身も骨も碎かるゝ、思なりけり。

溝口旭さん

三年ばかり前に入園せられしが、廊下などにて出で遇ふ時は、首をそむけらるゝか、後へ引き返へさるゝか、如何にも人を避け嫌ふが如き癖ありて、始の程は附添の保母なども、「餘りお取扱よい方ではございませぬ」と曰ひて困しけるが、近き頃は、朝に出で遇へば「お早う」と笑顔を以て迎へらるゝに、「アレ旭さんが口をおきゝなさるよ」と、誰しも驚きし程なるに、・・・此のお子は一人なれば、御病身の故を以て、御親戚より養子もありとや、母君には深く愛しみ給うて、月毎に出京せさせ給ひては、二日三日と御泊に連れ行かせ給ひしが、如何ばかり淋しうおはすらん、また進歩の餘地ある方なりしに惜しき事限りなし。

山口常雄さん

此のお子は旭さんより、半年許も後れて入園せられたり。小學校へ通はれし程なれば、文字も可なり出来、性温良にして、何の悪癖もなく、いつもいつもにこにこして居られぬ。されど身振のみはいかめしう、肩を張りて歩かるゝにぞ、「何して其様に、威張ってお歩なさるか」と問ふに、「偉く見えるでせう」と答えらる、誠に愛嬌ある質なりけり。恒に本や玩具などを、喜びて持ち歩かれしが、遭難の折も、繪本と玩具とを、大切さうに搔き抱きて眠れる儘、例の笑顔にての往生なりけりとぞ。消防隊の人々が、其の状を見て「私達

でも、此の意地らしい姿は、まともに見る事が出来ませぬ」と、顔をそむけて涙に暮れけるとぞ。

不幸にも焼死した6名園児たちに対する筆子の優しい思いが綴られている。とりわけ一人ひとりの園児の入園経過、そして入園後の生活の様子や特徴が繊細に表現されており、いかに日常的な触れ合いが深いものであったかを知ることができる。

②保母養成部

筆子が以前から構想していたのは、貧しい女性たちに教育を授けて自立させることであった。その具体化として取り組んだのが学園内に保母養成部を設立し、学園内で専門性を生かした仕事に従事させることであった。園児たちに初等、中等教育を受けさせるとともに、中等教育修了者には保母養成部において「中等教育終了後、精神薄弱児に関する特殊の教育及取扱法を学習せしめ、卒業の後は保母として採用」⁸⁾するという計画であった。

財政難で計画の具体化は困難を極めたが実現することとなった。その指導に携わったのは筆子を中心であり、他には筆子が華族女学校で教鞭をとっていた当時の教え子たちが担当することとなった。

当時の様子を伝える次のような記録が残されている。

「先生5人生徒4人のせまい教室です。他の學校に比べれば不自由な點もあり寂しくもありますがそれだけ先生も生徒も又生徒同志まことに親しく楽しく勉強出来ますので却って幸せに存じます。此の一月以来一人の先生が御病氣になられました。又三月には此の四人の内遠方から来て居た一人の生徒が家の都合上退學致しました。・・・生徒の中二人は来年三月に卒業致します。五ヵ年以上も児童と接して生活し勉強した此等二人の若い先生は児童に心から同情を持ちその幸福の為に一生盡すことと存じます。新學期には新しい生徒を迎えようとして居ます。小さい此の教室も来る春と共に大いに恵まれることを祈って居ります」⁹⁾。学園の一室で家族的な雰囲気のもとで取り組まれていた様子をうかがい知ることができる。

筆子は、滝乃川学園創立50周年誌の中で保母養成部修了生一人ひとりの様子を記しており、修了後も何かと連絡を蜜にし、支援を続けていたものと思われる。本稿ではその一部を取り上げる。

「濃尾大震の際長谷川貞子といへる女子は頗る才學に富み居たりしかば、十七八才にして醫師の第一期試験に及第し、第二期の試験準備中横濱に在りける一人の兄が肺患に罹り其看護に赴きしが因となり自分も同病に罹つて斃るゝに至るれり(明治三十年の冬)。其の時の故園長の落膽は言葉に盡きぬ程なりき。一番上の兄は立派な教育家として今尚健在さるゝなり。

羽生はる子氏其上級生の一人なるが、目下當園にて舎監に勤め居るなり。氏は信仰篤く、其の頃女子には最高等の仙臺市青葉女學院に入學す(明治三十七年)。・・・卒業の後傳道に従事し居たりしが、縁あつて立教大學教授羽生正保の後妻となり、良人死去の後は何の不自由無き身なりしも、曩の学園長の死に當り奮つて学園に入り来り其の建て直しに盡力せられしなり。

加藤じゅう子氏は加藤啓藏氏の夫人にして二人の男児と三人の女兒の母なり。長男巖はノモンハンの激戦にて八個の彈丸を身に受け、出血甚だしかりし為空中輸送にて辛う病院迄擔ぎ込まれし程なりしが、幸にして皆急所を外れ居たりし為再び第一戦に立ちて皇國に御奉公をなし、又次男は此の程海軍海兵團に入團せり、一糸乱れぬ軍國の母こそ貴くも有難けれ。」¹⁰⁾

筆子が指導した保母養成所の修了生たちが学園内にとどまらず、一般社会の中でそれぞれ活

躍していたことが記されている。また、修了生の中には学園の財政的危機に際して、物心両面にわたって支援に駆けつけた者もあり、筆子との関係の深さを物語っている。

(2) 学園経営における功績

私財と学費が主な収入であるため経営状態は危機的な状況が続いていた。学園の火災直後という異常事態の中ではあるが、1921（大正10）年の財政状況は全体の80%が寄付金と借入金という状況であった。こうした中で筆子は学園を存続させるため華族女学校時代の友人や教え子たちにも協力を求めた。これに応じて多くの男爵夫人たちも筆子のもとに参じた。この婦人たちが中心になって開催されたバザーの収益金はすべて寄付として寄せられた。その金額は3393円38銭にも及んだ。この年度の総収入の三分の一を占める金額であった。こうしたバザーを続ける一方で教育や生活の切り詰め、職員への給料抑制等、経営危機を打開するための懸命の努力が続けられた。筆子の人脈から華族や皇族方からも協力が寄せられ、そのすべてが園児たちの命と健康を守るための食費に充てられた。

経営の危機にあっても亮一と筆子は将来への遠大な構想も持ち合わせていた。それは生涯施設としての農園構想であった。亮一と筆子が描いた学園の将来構想は病室、研究所、農園を整備しておくことであった。この中で農園は筆子の強い希望であった。働くことで自立した生活が可能になるという思いからであった。当時は16歳以上の園児が全体の三分の一を占めていたという事情もあり構想の具体化が急を要していたものと思われる。

農地の確保について宮内省に申し出た御料地の借用願には次のような内容が盛り込まれていた。

「一定の年齢に達するも社会に出て競争場裡に立つことは能はざるものを収容し、適当なる保護監督の下に実業に就かしめ、以つて其の一生を有益に過ごさしめんがため、付下の近県に於て約一万坪の土地を購入し、ここに、養蚕、養鶏、養蜂、園芸、蔬菜栽培、缶詰製造等を営まんとするにあり」¹¹⁾とされていた。

1936（昭和11）年6月、亮一は壊疽性咽後間隙峰巣織炎のため死去した。享年71歳であった。後任の園長は理事会の推薦により筆子が勤めることとなった。学園火災で園児を救出中に足を負傷し半身不随の身であったうえに年齢もすでに77歳を迎えていた。筆子は迷いに迷った結果、学園を存続させるために理事会の要請に応えることとなった。

筆子が園長に就任した1937（昭和12）年は日中戦争が拡大され軍国主義が強まる中で全面戦争への足音が高まりつつある時代であった。日常生活用品の不足、とりわけ食料不足は園児たちの健康を維持するうえで深刻であった。米の購入に際しては米穀通帳が必要となり、一人一日二合五勺に制限されていた。筆子にとって最大の課題は育ち盛りの園児たちに十分な食事を与えることができないことであった。また、宗教への統制も強まり、キリスト教を基本とする滝乃川学園への締め付けは厳しさを増していた。困難な条件に拍車をかけるように公費委託生の受け入れが義務とされ、学園経営は一段と厳しさを増した。

園児の食事を確保することさえ困難な状況下で、軍への協力が求められ、筆子は大麦二俵を寄贈した。戦争で子どもたちが犠牲になることは神の教えに反することであり、敬虔なキリスト教信者としては耐えられない思いであったに違いない。

このような生活の苦しさとは別に筆子には更に深刻な課題が相次いだ。それは園児の一人が応召され、他の一人は自宅から応召されたことである。また米軍による爆撃も激しさを増し、学園にも危険が生じ始めた。筆子の日記にはこのときの様子が残されている。「けふ正午過ぎ空

中警報なりひびき敵機来るとの報らせに皆々支度整へたる、米機二三低空を飛び来れりとぞ軍事施設には手を下さず可憐なる國民學校や病院はては隣家などに爆弾やシリュウ弾など投下されしも隣組などの落付きたる態度と働きに困り事なきを得たり」。¹²⁾

昼夜の別なく繰り返される米軍機による空襲の中で、筆子をはじめ保母たちは防空壕で必死に園児たちの命を守っていたことが記されている。

激しい空襲から園児たちの命を守ることに全力を尽くしていた様子を知ることができる。なお応召された二人の園生は戦死したが、その悲報が届く前に筆子は帰らぬ人となっていた。

5 筆子の功績から学ぶ現代の課題

1944（昭和19）年1月24日、筆子は波乱の人生を終えた。享年84歳であった。筆子がこの世を去って63年が経過し、石井亮一によってわが国で最初の知的障害児施設である滝乃川学園が創設されて117年が経過した。この間、知的障害児を対象とした福祉や教育は制度的にも整備され、筆子が献身的な努力を重ねていた時代と比較すれば格段の改善が図られている。その一方で現代的な新たな課題も浮上してきている。障害者自立支援法と特別支援教育制度の内容から今後の課題について考察してみたい。

(1)障害者自立支援法

障害者自立支援法は2005（平成17）年に制定された。その目的は「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」（第1条）とされている。従来の障害者サービスは身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、その他の関連する法律に基づいて各種のサービスが提供されていた。この複雑さを改善して障害者施策を3障害（身体、知的、精神）の一元化を図ること、利用者本位のサービス体系に再編すること、就労支援の抜本的強化を図ること、支給決定の透明化、明確化を図ること、安定的な財源を図ることがこの法律の主旨とされている（表2）。

表2 障害者自立支援法のポイント

| 現 状 | 改 革 後 |
|--|--|
| 障害者施策を3障害一元化 ・3障害（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系（精神障害者は支援費制度の対象外） ・実施主体は都道府県、市町村に二分化 | ・3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に ・市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ |

| | |
|---|---|
| <p>利用者本位のサービス体系に再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害種別に複雑な施設・事業体系 ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態が乖離 | <ul style="list-style-type: none"> ・33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて地域生活支援、就労支援のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設 ・規制緩和を進め既存の社会資源を活用 |
| <p>就労支援の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所 ・就労を理由とする施設退所者はわずか1% | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな就労支援事業の創設 ・雇用施策との連携を強化 |
| <p>支給決定の透明化、明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観定期基準）がない ・支給決定のプロセスが不透明 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入 ・審査会の意見聴取など支給決定を透明化 |
| <p>安定的な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者は急増する見込み ・不確実な国の費用負担の仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ・国の費用負担の責任を強化（費用の1/2）を負担 ・利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組み |

出典：内閣府『平成19年版障害者白書』。

障害者福祉に関する画期的な改革とされているものの、実は課題も少なくない。例えば施設体系を6つに再編するとされているが、現に存在している授産施設のように福祉と労働の二つの役割を果たしている場合、福祉か労働のいずれかに区別することは障害者の実態にそぐわない面もある。また、費用負担で利用者に応分の負担が求められることは、授産施設で働く多くの障害者が月額1万円以下の工賃という現状では利用料の負担は重くのしかかる。つまり授産施設を継続的に利用することが困難な状況になることが懸念される。障害者本人とその家族、支援者にとって必ずしも明るい展望が持てる内容とは言い難い。

(2)特別支援教育制度

従来の特設教育制度から特別支援教育制度への改革が図られ、2007（平成19）年度から実施されている。この制度改革の経過は、2003（平成15）年3月に文部科学省の調査研究協力者会議において、障害の程度等に応じて特別な場で行う特殊教育から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図ることを基本とした「今後の特別支援教育の在り方について」が報告され、これに基づいて文部科学省から関連法律の改正案が提出されて改正の運びとなった。

改正の趣旨は、「児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とする」¹³⁾とされている。

これに伴って改正された学校教育法の概要は、・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超え

た特別支援学校に一本化、・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定、・小中学校等においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定、以上の3点が基本とされている。このほかには教育職員免許法の一部改正も盛り込まれている。

従来の特殊教育は知能指数によって教育の場が決められるという側面が強かったため、知能指数だけでは測ることができないLD障害やADHD障害の児童生徒に対する配慮が加わったことは改善点であり、行き届いた教育の保障につながることを期待できる。

しかし、課題も少なくない。例えば、従来の盲・聾・養護学校（改正後は特別支援学校）には、地域におけるセンター的役割が課せられているが、それを可能にする職員の人的配置は十分か、職員の専門性は習得されているか、特別支援学級と在籍学級を必要に応じて移動する学習形態で児童生徒の学習環境が保障されるか等の懸念も残されている。

(3)筆子の功績から学ぶもの

知的障害児が「不具廃人」「白知」と称され、同じ人間でありながら人間としての尊厳が否定されていた時代に、同じ人間という原点に立って福祉と教育に生涯を捧げた筆子から学ぶものは実に多い。とりわけ筆子自身が障害や貧困とは無縁の恵まれた家庭に育ち、優雅な暮らしを保障されていただけに障害児への理解と支援は格別の意味深さがある。

筆子が障害児のために献身的な活躍をした明治中期から戦前において、その間の障害児数や処遇に関する詳細な記録は見当たらない。推測では全人口の5 - 6%は存在していたのではないかと考えられる。

ひるがえって今日の状況を見ると、平成19年版の『障害者白書』（内閣府）によればわが国の障害児・者総数は709万1千人とされている。そのうち、18歳未満の障害児は約9万人、知的障害児は約12万5千人、そして20歳未満の精神障害児は約16万4千人とされている。¹⁴⁾

障害の有無とは無関係に同じ地域で同じように暮らし、基本的人権が平等に保障される社会を構築していくこと、それがノーマライゼーションの理念である。この理念は、1950年代にデンマークから提唱され、現在では各国で受け入れられ、世界共通の理念となっている。それは1989（平成元）年国際連合総会において採択された「児童の権利に関する条約」（わが国は1994（平成6）年に批准）をはじめとして各種の宣言や条約にも生かされている。

障害児がそれぞれに抱えている障害を軽減したり改善したりするリハビリテーションも重要であるが、その一方で社会全体として障害児・者を受け入れていくという意識改革がより重要である。バリアフリー（barrier free）はその代表的な理念であり、ますますの拡大と質的な改善が望まれる。

ノーマライゼーションの理念が普及し、バリアフリーが拡大されユニバーサルデザイン（universal design）が広く取り入れられたとしても、日常生活において具体的かつ直接的に一人ひとりの障害児を支えていくのは保護者であり、障害児の福祉と教育に携わる従事者である。目の前にいる障害児たちの成長と発達を支える取り組み、ここに筆子の実践から学ぶべき最大の課題がある。それは一人ひとりを大切にし、可能性を育てるといふ愛と献身に満ちた実践である。

筆子がこの世を去ってすでに60年余が経過しているとはいえ、その足跡は今もなお光り輝いており、その足跡を正しく受け継ぎ、さらに発展させていくことが障害児の支援に携わっている者のみならず、すべての福祉従事者に求められている共通の課題である。

近年、障害児・者をめぐる制度は目まぐるしく改変されているが、どのような制度に改変されようともその根底にあるものは「障害児に世の光を」ではなく「障害児を世の光に」という発達保障の発想が不可欠であることを銘記しておきたい。

6 おわりに

2002 (平成14) 年、筆子は大村市制施行60周年記念事業において近代を切り開いた偉大な功労者として大村市長から顕彰を受けている。近代史の中で筆子と共にその功績が高く評価されている女性たちには津田梅子、下田歌子、山田千代子、木村貞子らを挙げることができる。

津田梅子 (1864~1929) は、明治から昭和期における教育者である。1872 (明治4) 年、欧米視察の岩倉具視一行とともに、北海道開拓派遣女子留学生五人の一人として渡米。1882 (明治15) 年に帰国後、伊藤博文家の通訳兼家庭教師となり、華族女学校でも教鞭をとった。後に借家を校舎として女子英学塾を開校した。イギリス留学中に発表した「蛙の卵の発生研究」は日本女性最初の科学論文である。

下田歌子 (1854~1936) は、明治、大正期における教育者である。1881 (明治14) 年、自宅に桃夭 (下田学校) を開き、上流子女の教育にあたった。その後明治天皇の皇女教育掛の内命を受け、イギリス王室を始めとする各国の女子教育視察のため渡欧した。後に女子教育の中等以下の階層への普及を目指して帝国婦人協会を設立した。その事業の一環として実践女学校を設立した。

山田千代子 (1851~1913) は、明治期における幼児教育の先覚者である。東京女子師範学校卒業後に高知県女子師範学校に勤め、後に上京してわが国初の独立園として私立幼稚園を設立した。

木村貞子 (1865~1926) は、明治、大正期における教育者である。東京女子師範学校卒業後に栃木県の小学校・中学校に勤め、後に帰京して小学校長、華族女学校教授を務めた。華族女学校を退官後に非行少女を収容する梅花塾を創設して教化善導に尽力した。

この他に明治期における先覚者たちに続いて大正~昭和にかけて女性の地位向上のために活躍した越原春子 (1885~1959)、市川房枝 (1893~1981)、浅賀ふさ (1894~1986) からも著名である。個々の足跡と功績、現代において学ぶべき内容の研究については別稿の課題としたい。

Fudeko Ishii devoted her life to the education of the mentally handicapped and to the improvement of welfare.

When she was alive, people had a negative view of the mentally handicapped. She changed that. Therefore, her distinguished services were great.

She was not well known. However, through her distinguished services we come to know the modern history of Japan.

There are a lot of things that we can learn from her teachings.

引用文献

- 1) 芳賀登・一番ヶ瀬康子・中寫邦・祖田浩一監修『日本女性人名事典』日本図書センター、1993。
- 2) 津曲裕次『福祉に生きるNO51石井亮一』60~61頁、大空社、2002。

- 3) 同上118頁。
- 4) 津曲裕次『福祉に生きるNO49石井筆子』273頁、大空社、2002。
- 5) 同上275頁。
- 6) 同上。
- 7) 津曲裕次解説『石井亮一と瀧乃川学園・石井亮一没後50周年記念復刻版』211頁以下、瀧乃川学園、1986。
- 8) 津曲裕次『福祉に生きるNO49石井筆子』252頁、大空社、2002。
- 9) 津曲裕次解説『石井亮一と瀧乃川学園・石井亮一没後50周年記念復刻版』253頁。
- 10) 同上390頁。
- 11) 津曲裕次『福祉に生きる・NO49石井筆子』288頁、大空社、2002
- 12) 内閣府『平成19年版障害者白書』。
- 13) 文部科学省編『平成18年度文部科学白書』。
- 14) 内閣府『平成19年版障害者白書』。

参考文献

- 秦安雄・鈴木勉・峰島厚『障害福祉学』全障研出版、1998。
- 一番ヶ瀬康子・津曲裕次・河野豊司『無名の人石井筆子』ドメス出版、2004。
- 井谷善則・今塩屋隼人男『障害児教育』ミネルヴァ書房、2001。
- 『筆子その愛-天使のピアノ』現代プロダクション、2007。
- 茂木俊彦・高橋智・平田勝『わが国における精神薄弱概念の歴史的研究』多賀出版、1992。
- 大村市・石井筆子顕彰事業実行委員会『石井筆子の生涯』2002。
- 瀧乃川学園『瀧乃川学園百年史年表』1986。